

令和 7 年 7 月 15 日

建設工事関係者連絡会議

建設業の時間外労働の上限規制と、発注者の責務について

稚内労働基準監督署
監督・安衛課長 井村 豪

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

公共工事の発注者をお願いしたいこと

公共工事を発注する場合は、施工業者と協議して、適正な工期を確保するようお願いします。

適正な工期の確保に向けた発注者の責務

- ① 建設業への時間外労働の上限規制の適用に向けた環境整備に対し、**協力**するようお願いします。
- ② 各工程に遅れを生じさせるような事象等について受注者から報告を受けた場合、**受発注者間で協議して、必要に応じて契約変更**を行うようお願いします。
- ③ 工事に当たって、足場（高さ10メートル以上、または、つり足場、張出し足場）や、型枠支保工（支柱の高さが3.5メートル以上）の設置などが必要な場合、施工業者は**工事開始の30日前までに**労働基準監督署へ計画届を提出しなければなりません。
年度当初の契約や、雪が降る前に工事を完了させたい等、なかなか難しい局面もあると思いますが、施工業者の法令順守のため、適正な工期の確保への配慮をお願いします。
- ④ 今年から熱中症対策が強化されたことに伴い、**夏季は、労働者が休憩時間を長く取る**場面があります。
この点にも配慮した工期の設定、労務費などの価格の設定をお願いします。

建設業における時間外労働の上限規制

令和6年（2024年）4月1日から全面適用されました。

原則

月45時間、年360時間（1年単位の変形労働時間制を採用する労働者は、月42時間、年320時間）

特別条項

臨時的な特別な事情があつて労使が合意する場合（特別条項）であっても、以下の上限を超える時間外労働・休日労働はできません。（他の業種と同じ上限です。）

- 時間外労働が年720時間以内
- 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満 注：月100時間はダメです。
- 時間外労働と休日労働の合計について、
「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」
がすべて1か月当たり80時間以内
- 時間外労働が月45時間（または月42時間）を超えるのは、年6か月まで

建設業における例外規定①

建設業については、時間外労働の上限規制の例外規定があります。

災害時の復旧・復興の事業

注：将来の災害予防工事は含みません。

災害時の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計に関する上限規定

- 月100時間未満
- 2か月～6か月平均80時間以内

この2つの規制は、令和6年4月1日以降も適用されません。

適用される上限規制

以下の上限規制は、災害時の復旧・復興の事業とその他の時間外労働を合計して適用されます。

- 時間外労働が年720時間以内
- 時間外労働が月45時間（または月42時間）を超えるのは年6回まで

建設業における例外規定②

建設業については、時間外労働の上限規制の例外規定があります。

災害時の復旧・復興の事業

含まれるもの

- ・ 冷え込みによる路面凍結を防止するために凍結防止剤を散布する場合で、そのまま放置すれば直ちに災害が発生するとして、災害協定や維持管理契約等に基づき、差し迫った災害への対応を行う場合。
- ・ 維持管理契約内での発注者の指示や、都道府県等の災害協定による要請に基づき、道路上の通行の妨げとなる倒木や動物の死骸を撤去する場合。
- ・ 都道府県との防疫協定や災害協定による要請、その他契約内での発注者の指示に基づき、防疫措置を災害の復旧作業として対応する場合。併せて、当該防疫措置に必要不可欠に付随する業務として行われる防疫資機材の搬入、発生農場における仮設テントの設営等の業務。

含まれないもの

- ・ 経年劣化した道路等の補修など、将来発生しうる災害を予防するために行う工事。

臨時の必要がある場合の時間外労働・休日労働①

36協定によらない時間外労働、休日労働の方法が存在します。

労働基準法第33条第1項

災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合には、
法定の労働時間（原則、1日8時間、週40時間）を超えて、または法定の休日（原則、1週間に1日）
に労働させることができる。

この条文の適用を受けるためには、

- ① 労働基準監督署長に許可申請（原則：事前に分かっている場合）
 - ② 労働基準監督署長に届出（例外：事態急迫のため、許可を受ける暇がない場合）
- をすることが必要です。

臨時の必要がある場合の時間外労働・休日労働②

36協定によらない時間外労働、休日労働には許可基準があります。

労働基準法第33条第1項の許可基準

- ① 単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は認められません。
(36協定の範囲内で処理してください。)
- ② 地震・津波、風水害・**雪害**・爆発・火災等の災害への対応（差し迫ったおそれがある場合における事前の対応を含む。）・急病への対応その他の人命または公益を保護するための必要は認められます。

雪害について

道路交通の確保等、人命または公益を保護するために除雪作業を行う臨時の必要がある場合が該当します。

許可申請全てが許可できるわけではありませんが、やむを得ない場合には労働基準法第33条の適用をご検討ください。

臨時の必要がある場合の時間外労働・休日労働③

36協定の限度時間の集計以外に、取扱いの適用除外はありません。

注意点

- ① 36協定によらない時間外・休日労働となります。
したがって、36協定の限度時間の集計に含める必要はありません。
- ② 割増賃金の支払いは必要です。（= 労務費などの価格設定に影響します。）
36協定による時間外労働と合算して、1か月の時間外労働60時間を超えた時間については、割増率50%以上が必要となります。
- ③ 長時間労働者の医師の面接指導制度の対象です。
36協定による時間外・休日労働と合算して、時間外・休日労働が月80時間を超えた労働者は、医師の面接指導制度の対象となります。

時間外労働を削減するために①

時間外労働を削減するためには、所定休日労働を無くすのが早道です。

時間外労働時間は、所定休日に労働させた場合、一気に増加します。

(例)

- ① 週5日、日によって時間外労働をさせた場合

時間外労働 8時間

- ② 週6日、1日8時間労働をさせた場合

時間外労働 8時間

労働時間 時刻		8時	8:00 17時	10:00 19時	12:00 21時
①	日				
	月	8時間		4時間	
	火	8時間		2時間	
	水	8時間			
	木	8時間			
	金	8時間		2時間	
	土				
②	日				
	月	8時間			
	火	8時間			
	水	8時間			
	木	8時間			
	金	8時間			
	土	8時間			

9

時間外労働を削減するために②

時間外労働を削減するためには、所定休日労働を無くすのが早道です。

時間外労働時間は、所定休日に労働させた場合、一気に増加します。

(例)

- ① 週5日、日によって時間外労働をさせた場合

時間外労働 8時間

- ② 週6日、1日8時間労働をさせた場合

時間外労働 8時間

労働時間 時刻		8時	8:00 17時	10:00 19時	12:00 21時
①	日				
	月			4時間	
	火			2時間	
	水				
	木				
	金			2時間	
	土				
②	日				
	月				
	火				
	水				
	木				
	金				
	土	8時間			

10

週6日労働を月4回させると、それだけで
時間外労働時間は月32時間（＝8時間×4日）
となります。

時間外労働を削減するために③

時間外労働を削減するためには、所定休日労働を無くすのが早道です。

日によって時間外労働をさせ、更に週6日労働をさせると、右の例では

月64時間労働（＝週16時間×4回）

となり、原則の月45時間以内を超えてしまいます。

月45時間を超えることができるのは、最大でも年間6回までです。

したがって、**年間を通じて右の例のような労働をさせることはできません。**

労働時間 時刻	8時	8:00 10:00 12:00		
		17時	19時	21時
日				
月	8時間	4時間		
火	8時間	2時間		
水	8時間			
木	8時間			
金	8時間	2時間		
土	8時間			

日				
月		4時間		
火		2時間		
水				
木				
金		2時間		
土	8時間			

11

（あらためて）公共工事の発注者をお願いしたいこと

- ・建設業への時間外労働の上限規制の適用に向けた環境整備に対し、**協力**するようお願いします。
- ・各工程に遅れを生じさせるような事象等について受注者から報告を受けた場合、**受発注者間で協議して、必要に応じて契約変更**を行うようお願いします。

建設業者における取組事例紹介

適正工期を実現し、建設工事従事者の休日取得状況を改善するためには、建設業者における長時間労働は正や生産性向上に向けた取組が必要不可欠。

4週8休工程調整会議の開催

元請・下請間で毎月4週8休工程調整会議を開催し前月の振り返りと来月の工程調整を行っている。工程上のクリティカルパスを明確化し、土日祝日を外して工程調整を行っている。これにより工程調整が入念になり、工程誤差が減ることで、4週8休を確保できている。



建設ディレクターの活用

建設ディレクターという新たな職域を利用して、長時間労働になりやすい現場監督の書類作成業務の約半分を新規採用の建設ディレクターに担当させ、長時間労働の是正に取り組んでいる。建設ディレクターは、写真整理、数量計算書、出来形管理、品質管理及び産廃書類等の書類関係全般を担当している。現場監督が本来の重要な業務に時間を使えるようになることで、契約、変更及び完成時の業務がスムーズに行えるようにした。

「建設業における働き方改革推進のための事例集、令和5年5月、国土交通省不動産・建設経済局建設業課」より抜粋
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00050.html

